警備業の皆さまへ

交通誘導警備における労働災害をなくしましょう

令和５年６月に、岩手県内の高速道路の走行車線に設けた工事用の規制帯において、一般車両の誘導を行っていた警備員が、工事業者の労働者が運転する車両積載型トラッククレーンに轢かれ死亡するという労働災害が発生しました。

同種災害を二度と発生させないために、労働者を交通誘導警備業務に従事させる事業者の皆さまにおかれましては、一層の労働災害防止対策の徹底をお願いします。

ポイント１　交通誘導警備において実施すべき事項を確認しましょう

ア　警備計画とその周知

交通誘導警備業務に従事する警備員（以下「交通誘導警備員」という。）に対して、警備契約書、警備計画書等に基づき行うべき警備業務の範囲を十分に把握させること。

イ　保護帽等の着用

交通誘導警備員が各種の工事現場において車両の交通等によって危険が予想される業務に従事する場合は、保護帽を着用させること。

交通誘導警備員には、当該業務の状態に応じた安全靴を使用させること。

交通誘導警備員が当該業務を夜間に行う場合には、夜光性又は反射機能のある安全ベスト及び照度の十分な誘導灯を使用させること。

LED内蔵反射チョッキ

ウ　装備品、保安用資機材の周知

交通誘導警備業務に使用する装備品（手旗又は誘導灯、警笛、トランシーバ等）、保安用資機材（保安柵、セフティコーン、ラバーコーン、回転灯、衝突吸収緩衝材、各種表示板等）の正しい装着方法、使用方法、使用手順などの知識・技能を習得させること。

矢印板

クッションドラム

バリケード

警告灯

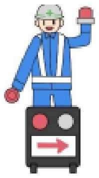

誘導ロボット

工事用信号機

回転灯

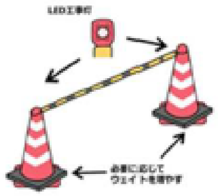

セーフティコーン、コーンバー

エ　特殊車両等の運転特性等の周知

交通誘導警備業務の現場において使用される各種の特殊車両について、その運転特性（死角、前進、後退、斜行、旋回、吊り上げ、牽引等）をあらかじめ周知させ、受傷事故を防止させること。

【車両積載型トラッククレーン（移動式クレーン）】
トラックの荷台又は運転席と荷台の間に取り付けられたクレーンを使って重量物を荷台に積み込み、運搬することができる。

【ドラグ・ショベル（車両系建設機械（掘削用））】
ショベル（バケット）をオペレータ側向きに取り付けた形態で、オペレータ側に引き寄せる方向に操作する。バックホウとも呼ばれる。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare　岩手労働局・盛岡労働基準監督署　R5.7作成

オ　関係法令の遵守

交通誘導警備員に道路交通法関係法令の規定を順守させ、法令違反となる誘導をさせないこと。

カ　保安用資機材の設置及び撤去

保安用資機材の設置は、通行する車両の進行方向から設置し、撤去する場合は、進行方向の逆の地点から撤去させること。また、その都度左右の安全を確認し、通行車両等による受傷事故の防止に努めさせること。

キ　保安用資機材の点検等

道路工事現場等に設置した保安用資機材について、その設置場所、設置方法、破損箇所などの点検を励行させ、確実な維持管理に努めさせること。

保安用資機材によって区画された工事現場内や、車道、歩行者通行路等の路面の状況を常に点検させ、資機材のはみ出し、障害物や砂利等の放置等、事故の原因となる状況がある場合には、速やかに契約先等に報告するとともに、その状況の改善を図らせること。

ク　誘導位置の選定

次の事項に留意させること。

①　誘導位置は原則として歩道上とし、やむを得ず車道において合図を行う場合には、車道の左側端又は設置された保安用資機材の内側に位置すること。

②　対象車両及び他の車両の運転者、歩行者等から警備員の姿がよく見え、かつ、警備員自身からもよく見える位置を選定すること。

③　路面の凹凸やぬかるみ等、転倒事故のおそれのある場所を避けた位置を選定すること。

④　警備員自身が通行車両等の障害となるような場所に位置しないこと。

⑤　対象車両とは適切な位置かつ安全距離を保ち、内輪差や外輪差を考慮した安全な位置を選定すること。

⑥　対象車両から見て、警備員の後方に明るい光源があるような場所に位置しないこと。

⑦　無謀運転車両の突入や資材の落下等に備えて、緊急時における避難スペースを常に確保しておくこと。

⑧　対象車両の運転者の死角となる場所に入らないこと。

⑨　工事用機械や工事用車両（クレーン車、ショベルカー、ブルドーザ等）の作業半径に立ち入ったり、旋回範囲内や吊り荷の下に立ち入ったりしないこと。

⑩　交差点内や車両の出入り口等、複数の方向から車両等が進行してくる場所における誘導時は、対象車両のみならず、他の交通にも十分注意し、受傷事故防止に努めること。

⑪　道路を横断するときは、信号機の信号又は横断歩道により横断すること。

⑫　やむを得ず信号機の信号又は横断歩道によらずに道路を横断する必要がある場合には、通行車両等による危険がないことを確認した後、速やかに横断すること。

ケ 合図実施上の留意事項

次の事項に留意させること。

①　停止、進行、徐行、その他の合図は、わかりやすく大きな動作で行い、不明確な動作は行わないこと。

②　停止の合図を行う場合は、道路の中央や通行する車両の前面に飛び出してはならないこと。

③　停止の合図はゆとりを持って明確に行い、特に、悪天候の際には車両の停止距離に十分留意し、安全確保に努めること。

④　停止の合図を行った場合は、対象車両及び後続車両が確実に停止したことを確認するまで注視を継続し、また、停止した車両を発進させるまでは停止の合図を継続すること。

⑤　特に夜間は、過労運転、飲酒運転、速度違反等による重大事故の発生が多いことに留意し、常に安全確保に努めること。

⑥　住宅環境等により使用できない場合を除き、合図を明確に運転者等に伝えるため警笛又は拡声器を併用すること。

コ　交互通行による誘導

交互通行時には、起点及び終点その他必要な個所の安全な場所に位置させ、相互に緊密な連携を保つように努めさせること。

カーブ等の見通しの悪い場所においては、警備員相互の連携に支障が生じないようにトランシーバ等の資機材を活用させること。

自己の誘導する車両等を発進させる場合には、対向する車両等が停止していることを確認してから発進させること。

サ　後進車両の誘導

後進車両を誘導する場合には、事前に右折又は左折の有無等について運転者と打合せを行い、運転者の死角に入らないようにし、音声又は警笛を使用して誘導すること。

誘導方向に壁や他の車両等の障害物がある場合には、それらとの間にはさまれるおそれのある場所に立ち入らないこと。

シ　勤務姿勢等

交通誘導警備員は、不意の危険に機敏に対処できるようにするため、ポケットに手を入れたり、上着の襟を立てて視界を狭めたりすることのないよう、常に服装及び姿勢、態度を適切に保持させること。

ス　休憩場所等

事業者は休憩室、仮眠室、便所、食事場所、更衣場所を確保するよう努めなければならない。

場所の確保ができない場合は、使用できる場所を事前に調べておく等の対処をすること。

ポイント２　自己点検を実施しましょう

安全で健康的な職場づくりのため、職場の安全衛生に関する状況をチェックすることは有効な手段です。下記の事項について問題がないか点検を実施しましょう。危険な状況や不十分な状況などを発見した場合は、ただちに改善することが安全で健康な職場づくりにおいて重要です。

（１）業務計画とその周知について

①	事前に安全を考慮した「業務計画」を作成していますか。	□いる　□いない
②	警備員に対し「業務計画」行うべき業務の範囲を明示していますか。	□いる　□いない

（２）装備品の準備・保安用資器材の周知等について

①	安全確保のため必要がある現場には保護帽の着用を義務付けていますか。	□いる　□いない
②	業務に必要な装備品を事前に定め、その装着方法や使用方法について周知させていますか。	□いる　□いない
③	夜間の作業現場では、夜行性のもの又は反射装置を施した装備品・保安用資器材を使用していますか。	□いる　□いない
④	保安用資器材の使用方法、使用手順、使用上の留意点について、あらかじめ周知させていますか。	□いる　□いない

（３）負傷事故等の防止対策について

①	特殊車両の運転特性を周知させていますか。	□いる　□いない
②	保安用資器材を１日１回以上点検させていますか。	□いる　□いない
③	保安用資器材について、次の事項を周知させていますか。	
イ	設置は進行する車両の進行方向から始め、撤去する場合は、進行方向の逆の地点から始めること	□いる　□いない
ロ	設置、撤去の際はその都度左右の安全を確認すること	□いる　□いない
ハ	設置の際は飛散、転倒しないよう安全措置を講ずること	□いる　□いない

二　見通しの悪い現場では、工事予告板などにより、通行車両の突入等の事故を防止すること　□いる　□いない

ホ　資器材等を応急修理する際は、安全な場所で、かつ、当該資器材や作業用工具等による受傷事故を防止すること　□いる　□いない

④　機械等の運転が開始される際には、一定の合図を定め、合図をする者を指名していますか。　□いる　□いない

⑤　火気等の安全な使用方法について周知させていますか。　□いる　□いない

⑥　立哨及び動哨位置について、次の事項を周知させていますか。

イ　歩道上、道路の左側端、保安用資器材の内側に位置すること　□いる　□いない

ロ　車両の運転者、歩行者からよく見え、警備員自身の視界も良好な位置を選定すること　□いる　□いない

ハ　車両の運転者の死角に入らないこと 二 工事用作業車等の作業半径内や吊り荷の下に立ち入らないこと　□いる　□いない

ホ　とっさの際の避難スペースを確保しておくこと　□いる　□いない

へ　転倒事故が生じ易い場所を避けた位置を選定すること　□いる　□いない

ト　警備員自身が通行車両の障害となるような場所に位置しないこと　□いる　□いない

チ　その他安全を確保できる位置を選定すること　□いる　□いない

⑦　合図を行う場合、次の事項を周知させていますか。

イ　合図は分かりやすく大きな動作で行うこと　□いる　□いない

ロ　道路の中央や、通行車両の進行方向の直前に飛び出したりしないこと　□いる　□いない

ハ　停止の合図はゆとりをもって行い、その制動距離に十分留意すること　□いる　□いない

二　停止の合図をしたときは、当該車両及び後続車両が確実に停止したことを確認するまで注視を継続すること　□いる　□いない

ホ　停止した車両を発進させるまでは停止の合図を継続するよう努めること　□いる　□いない

へ　特に夜間は重大事故の発生が多いことに留意する　□いる　□いない

⑧　交互通行誘導時に、次の事項を周知させていますか。

イ　警備員相互に緊密な連携を保つように努めさせること　□いる　□いない

ロ　見通しの悪い場所においてはトランシーバー等の資器材を活用すること　□いる　□いない

ハ　対向する車両等が停止したことを確認した後でなければ自己の誘導する車両等を発進させないこと　□いる　□いない

⑨　後進車両の誘導時には、誘導前に運転者と打合せをし、音声又は警笛を使用すること、及び誘導する車両等によって挟まれるおそれがある場所に立ち入らないよう周知させていますか。　□いる　□いない

⑩　交差点内等での誘導時には、他の交通にも十分注意を払い、受傷事故 の防止に努めさせていますか　□いる　□いない

⑪　道路の横断時に、次の事項を周知させていますか。

イ　原則として、信号機の信号又は横断歩道によって横断すること　□いる　□いない

ロ　やむを得ず信号機の信号又は横断歩道によらずに道路又は車道を横断するときは、通行車両等による危険がないことを確認した後、速やかに横断すること　□いる　□いない

⑫　安全を確保するための適正な服装及び姿勢態度について周知させていますか。　□いる　□いない

⑬　定期的に交通誘導警備の現場をパトロールしていますか。　□いる　□いない

ポイント３　熱中症対策も忘れずに行いましょう

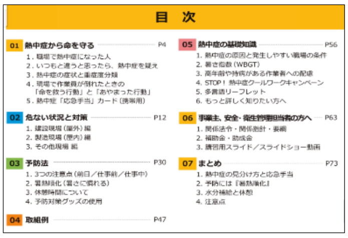

目　次

01 熱中症から命を守る …… P4
1. 職場で熱中症になった人
2. いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え
3. 熱中症の症状と重症度分類
4. 現場で作業員が倒れたときの「命を救う行動」と「あやまった行動」
5. 熱中症「応急手当」カード（携帯用）

02 危ない状況と対策 …… P12
1. 建設現場（屋外）編
2. 製造現場（屋内）編
3. その他現場 編

03 予防法 …… P30
1. 3つの注意点（前日／仕事前／仕事中）
2. 暑熱順化（暑さに慣れる）
3. 休憩時間について
4. 予防対策グッズの使用

04 取組例 …… P47

05 熱中症の基礎知識 …… P56
1. 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件
2. 暑さ指数（WBGT）
3. 高年齢や持病がある作業者への配慮
4. STOP！ 熱中症クールワークキャンペーン
5. 多言語リーフレット
6. もっと詳しく知りたい方へ

06 事業主、安全・衛生管理担当者の方へ …… P63
1. 関係法令・関係指針・要綱
2. 補助金・助成金
3. 講習用スライド／スライドショー動画

07 まとめ …… P73
1. 熱中症の見分け方と応急手当
2. 予防には『暑熱順化』
3. 水分補給と休憩
4. 注意点

働く人の
今すぐ使える
熱中症ガイド